

# Hello! FUJISEI

No. 300

相続をめぐる争いの動向は、景気動向や社会情勢を反映しています。高齢社会の到来により、遺産分割には介護等の問題もからみ、解決の困難な問題となっています。

全国の家裁裁判所における遺産分割の新受件数（審判+調停）、「遺言書の検認」の件数は、直近1、2年は横ばいですが、全体的には増加傾向が続いています。

戦後の民法改正により「家督相続」から「均分相続」へと変わり、個人の権利意識が強くなりました。その後、核家族化が進み、被相続人の財産を相続人の1人に集中させるような方向での話し合いはもちろん、互いの譲歩も非常に困難になっています。

相続権のある者はその割合がたとえわずかでも自分のもらえる権利を強く主張します。親族間の話し合いによる解決が困難になり、法廷に持ち込まれる遺産紛争はますます増加することが予想されています。

ところで、相続放棄の件数は戦後、大きく減少

## 相続放棄が増えている

# 相続は、借金などの負債や債務も引継ぐ

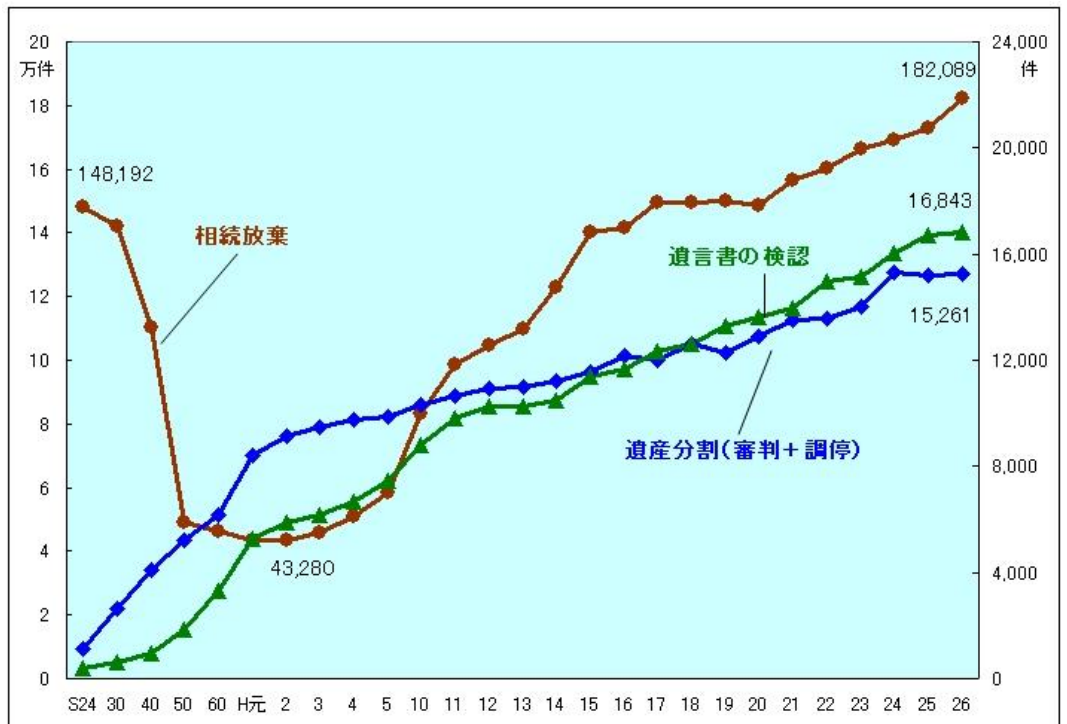
していました。平成2年まで続いた相続放棄の件数の減少は、「もらえるものはもらいたい。放棄なんかはしない」という権利意識の高まりの結果だと言われます。

しかし、バブル崩壊後から一転して急増を続け、この1年間でも8900件も増加しています。相続で遺されるのはプラスの財産だけではありません。借金などの負債や債務も相続します。借金を残したまま相続が始まり、プラスの財産よりも借金の方が多いケースでは、相続放棄も選択

肢のひとつとなります。

土地持ち資産家が「相続税対策」で、借金をしてアパート・マンションを競って建てたものの、地価が急落し借金が重く残ってしまったというケースや、多額の借入をして事業拡大をした経営者や景気低迷を借入でしのいできた中小・零細企業の経営者が力尽きたケース、リストラ・失業・病気による経済苦で働き盛りの多重債務者が亡くなったケースなどが相続放棄の件数に含まれているのではないのでしょうか。

相続放棄、遺産分割、遺言書の検認の新受件数の推移



最高裁判所事務総局「司法統計年報 家事編」

AIG富士生命保険株式会社

〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20  
神谷町MTビル